

2023年3月22日

連載「改正公益通報者保護法の施行後の実務」

－ 第1回 独立性確保措置 －

弁護士 中原 健夫

弁護士 横瀬 大輝

1 はじめに

昨年2022年6月1日に施行された改正公益通報者保護法（以下「改正法」という。）では、常時使用労働者が300人超の事業者について、主に内部公益通報への対応に関する体制整備義務（以下「体制整備義務」という。）や公益通報対応業務従事者の指定義務（以下「従事者指定義務」という。）が課せられるなど、実務的にも影響の大きい改正であった。

本連載では、改正法施行を踏まえた実務上の各種ポイントについて解説する予定であり、第1回目は、経営幹部からの独立性確保措置について解説する。

2 独立性確保措置の要請

体制整備義務の具体的内容を定める消費者庁の指針では、経営幹部が関与する事案については、独立性確保措置を講じることが必須事項として求められている（指針第4-1-(2)）。この趣旨は、経営幹部が影響力を行使することで内部公益通報への対応が適切に行われないう事態を防ぎ、また、経営幹部に関する内部公益通報は心理的ハードルが特に高いことに配慮するという点にある。

独立性確保措置としては、大きく、監査役等に通報できる窓口を設置するという方法と、監査役等が通常の内部通報窓口に通報された事案についてモニタリングをするという方法が想定される。独立性確保措置は、当然、形だけのものでは意味がなく、中身のある実効的なものにする必要があるが、監査役等のリソースも限られているため、各社の実情に応じて制度設計を考える必要があるといえよう。

なお、経営幹部から独立した立場としては、監査役や監査等委員、社外取締役等が考えられるが、説明の便宜上、本稿では、監査役を念頭に置いて解説する。また、説明の便宜上、コンプライアンス部門等の業務執行ラインに設置される窓口を「通常窓口」、監査役等の非業務執行ラインに設置される窓口を「監査役窓口」、社外の法律事務所や専門業者等に設置される窓口を「外部窓口」と呼称する。

3 監査役窓口を設置する場合の実務ポイント

まず、独立性確保措置として、監査役窓口を設置する場合の実務ポイントについて解説する。

(1)受付体制と情報共有

監査役に常勤・非常勤の複数名がいる場合は、例えば、常勤監査役を受付担当者とし、通報を受け付けた場合は他の監査役に通報内容を共有して、協議をしたうえでその後の対応を検討していくという体制が考えられる。

特に経営幹部関与事案の通報は相対的に緊急性が高い事案が多いので、他の監査役への情報共有や、他の監査役（非常勤監査役も含む。）との協議が速やかにできる体制にしておく必要がある。

(2)通報対象事案の範囲

独立性確保措置の趣旨や、一般的にリソースが限られていることからすれば、どのような事案であっても監査役が対応するというのは現実的ではないと思われる。そのため、監査役窓口に通報できるのは経営幹部関与事案に限ることが考えられる。ただし、経営幹部関与といっても、問題を起こしたり指示をしたりした本人が経営幹部である場合に限らず、問題を経営幹部が放置した場合や放置した疑いがある場合も含めるなどして、限定しすぎないように注意して、通報者が監査役窓口への通報を躊躇してしまわないように留意すべきであろう。

(3)監査役スタッフ等や外部専門家の利用

一般的にリソースが限られていることからすれば、監査役だけで通報の受付や調査を行うことが難しいことも考えられる。そこで、通報の受付に監査役スタッフに関与してもらったり、通報の調査に監査役スタッフ以外の従業員にも関与してもらったりすることも考えられる。もっとも、独立性確保措置の趣旨からすれば、事案ごとに、経営幹部からの影響力を受けることがない範囲の関与者に限定できているかどうか、通報者の同意を得ることができているかどうかを、監査役がしっかりとチェックしながら進めていく必要がある。

また、特に経営幹部関与事案の通報であれば、監査役が外部の専門家（弁護士や公認会計士等）に調査を依頼したり、調査に関するアドバイスを求めたりした方がよいことも多いと思われる。その際の専門家費用については、会社法第 388 条により会社に対して前払請求や償還請求が可能と考えられるが、円滑に調査を進めるためにも、事前に予算措置を講じておくことも有用であろう。

(4)従事者指定の範囲

少なくとも受付を担当する監査役や監査役スタッフについては、包括的な従事者指定が

必要となる。また、受付事案について通報者を特定させる事項も含めて監査役全員で情報共有をして進め方を協議するならば、事前に監査役全員を包括的に従事者指定しておくべきである。

なお、その他にどの範囲で従事者指定をするべきかについては、公益社団法人日本監査役協会が2022年4月に策定・公表した「改正公益通報者保護法施行に当たっての監査役等としての留意点―公益通報対応業務従事者制度との関係を中心に―」において、様々なパターンに応じた検討がなされているので、ご参照いただきたい。

4 外部窓口を設置する場合の実務ポイント

次に、独立性確保措置として、外部窓口を設置する場合の実務ポイントについて解説する。

(1) 外部窓口を活用する場合の類型

通報対象事案の範囲にもよるが、監査役のリソースが一般的に限られていることから、社外の法律事務所や専門業者等の外部機関を活用することも考えられる。

例えば、⑦通常窓口と連携する外部窓口とは別に、監査役窓口のみと連携する外部窓口を設けるという設計が考えられる。通常窓口と連携する外部窓口と、監査役窓口のみと連携する外部窓口を分けることにより、制度としての独立性が明確になり、「監査役に直接通報したい」という通報者の意向を実現しやすいといえる。

また、④共通の外部窓口とするものの、通報内容に応じて、通常窓口と共有するか、監査役窓口と共有するか、双方に共有するかを外部窓口と判断してもらうという設計も考えられる。このような設計の場合の外部窓口は、後述する事案の振分けが生じることから、基本的には法律事務所・弁護士が担うことになる。

(2) 事案の振分け方針

⑦の設計の場合、監査役に直接通報したいため、監査役窓口が利用されるのだから、監査役窓口の通報事案は監査役が対応するのが原則となる。もっとも、設計上、経営幹部関与事案に限定していたとしても、それ以外的事案が監査役窓口に通報されることもある。その場合には、外部窓口から情報連携を受けた監査役が、外部窓口を通じて通報者に対して受付対象事案ではないことを説明し、通報者の理解が得られたと判断できた場合には、通常窓口での対応に移行することも考えられる。

他方、④の設計とする場合には、外部窓口と事業者の間で、外部窓口がどのような事案を監査役窓口や通常窓口と共有するのかという方針について検討する必要がある。

この点、通報内容と通報者の意向に応じて方針を検討することが考えられる。例えば、経営幹部関与事案については監査役窓口と共有し、経営幹部関与事案以外的事案については通常窓口と共有するという設計としつつ、通報を受け付けた外部窓口が通報内容からいず

れの事案に該当するかを判断し、通報者の意向も確認した上で、どちらの窓口に対して又はどちらの窓口に対しても情報連携するかを決めることになる。

なお、いずれの設計であっても、経営幹部関与事案の範囲については、前述のとおり、問題を経営幹部が放置した場合や放置した疑いがある場合も含めるなどして、限定しすぎないように留意すべきである。

(3) 外部窓口との連携範囲

外部窓口について、通報受付の役割のみを求めるのか、それ以外の調査等への関与も求めるのかを検討することも考えられる。

特に、外部窓口を弁護士や公認会計士が担当するのであれば、事案によっては、弁護士や公認会計士に調査等にも関与してもらえるように設計することも考えられる。

5 モニタリングの場合の実務ポイント

次に、独立性確保措置として、監査役が業務執行ラインによる受付・調査についてモニタリングをする場合の実務ポイントについて解説する。

なお、①「監査役窓口を設置せず、通常窓口に通報された一定の事案について個別に監査役がモニタリングをする」という設計もあれば、②「監査役窓口を設置し、それに加えて通常窓口に通報された一定の事案についても個別に監査役がモニタリングをする」という設計も考えられるが、本稿での「モニタリング」については、特に断りのない限り、①②双方を念頭に置くとする。

(1)モニタリング対象事案の範囲

まず、独立性確保措置の趣旨からすれば、特に監査役によるモニタリングが必要となるのは、経営幹部関与事案である。これを超えて、通常窓口への通報事案のうち、どこまでをモニタリング対象とするかどうかは、監査役のリソースやリスクの程度に応じて検討することが考えられる。例えば、下表のような整理が考えられる。

	監査役窓口	通常窓口	
	受付対象	受付対象	モニタリング対象
経営幹部関与事案	○	○	○
それ以外の事案	×	○	△（事案による）

(2)モニタリング対象事案の把握体制

監査役がモニタリングを行うためには、その前提として、通常窓口に通報されたモニタリング対象事案について、監査役が適切に把握できる体制が構築されている必要がある。モニタリング対象事案が通常窓口に通報されたことすら把握できないのでは、モニタリングを

行うことすらできないためである。

この点、モニタリング対象事案が通常窓口に通報された場合には、(監査役窓口を設置しているか否かにかかわらず) 監査役に情報共有することが考えられる。

もっとも、モニタリング対象事案が通常窓口に通報されたにもかかわらず、当該事案についてあえて監査役に共有しないとされてしまうリスクも考慮しておくことも考えられる。そのため、例えば、通常窓口への通報メールについて、通報者の意向に反しない限り、少なくとも常勤監査役に転送される仕組みを講じたり、少なくとも常勤監査役が通常窓口に通報された事案の資料を保存しているサーバやフォルダにアクセスできるようにしたりすることも考えられる。

(3)モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法としては、例えば、通常窓口の受付やその後の調査対応について、メールや資料等を閲覧したり、必要に応じて受付担当者や調査担当者に対してヒアリングを行ったりして、情報共有範囲や経営幹部による介入の有無・内容等を確認することが考えられる。その上で、適切な対応が行われていない疑義を感じたら、監査役が意見を述べることとし、その意見を踏まえて対応を検討することが考えられる。

(4)モニタリングの担当者と従事者指定

監査役がモニタリングをする趣旨は、経営幹部が影響力を行使することで内部公益通報への対応が適切に行われず事態を防ぐためである。調査や是正措置が適切になされているかという観点に加え、通報者に対する探索行為や不利益取扱いがなされていないかという観点についてもモニタリングの対象になるところ、通報者特定事項を把握できなければ十分なモニタリングを行うことができないであろう。そのため、モニタリングを行う監査役については、包括的に従事者指定を行う必要があると考えられる。

以上

<筆者略歴>

【中原 健夫（なかはら たけお）】

弁護士法人ほくと総合法律事務所 代表パートナー

1993年 早稲田大学法学部 卒業

1998年 弁護士登録、原田・尾崎・服部法律事務所（現在の尾崎法律事務所） 入所

2002年 アメリカンファミリー生命保険会社（現在のアフラック生命保険株式会社） 企業
内弁護士

2005年 あさひ・狛法律事務所（現在の西村あさひ法律事務所） 入所

2007年 のぞみ総合法律事務所 パートナー

2008年 弁護士法人ほくと総合法律事務所を設立、代表パートナー 就任

企業コンプライアンス、不祥事対応、危機管理、社内・第三者委員会調査、保険業務、倒産・
事業再生、M&A、不動産取引、紛争対応等。内部通報その他コンプライアンスに関する講
演・著書・論考多数。

【横瀬 大輝（よこせ たいき）】

堂島法律事務所

2008年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

2011年 早稲田大学大学院法務研究科修了

2013年 弁護士登録、弁護士法人ほくと総合法律事務所入所（第一東京弁護士会）

2020年 堂島法律事務所入所（大阪弁護士会）

コンプライアンス、内部通報制度構築支援業務・通報窓口担当業務、不正・不祥事調査・危
機管理、人事労務分野、その他企業法務・市民法務全般。内部通報等に関する講演・著書・
論考多数。

掲載日：2023年4月10日